

保育園、幼稚園等における特別な支援が必要な子どもの受け入れ状況について

1 現状

療育事業所による巡回指導と特別な支援が必要な子どもの在園状況

施設		園数及び定員		巡回指導 対象児数(※1)	補助制度等 対象児数(※2)
保育園	区立	20園	1,886人	201人(10.6%)	65人(3.5%)
	私立 (※3)	29園	2,610人	245人(9.4%)	41人(1.6%)
幼稚園	区立	2園	160人	—	45人(28.1%)
	私立	20園	2,716人 (区民)	143人(5.3%)	22人(0.8%)
	私立区外	7園	—	16人	0人
認定こども園		2園	172人	31人(18.0%)	3人(1.7%)
幼稚園類似施設		1園	110人	7人(6.4%)	0人

※1 区立幼稚園は、療育機関の巡回指導対象外

※2 区立保育園、区立幼稚園は、補助制度対象外

※3 地域型保育業は含まれない

2 中野区の特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制の確保のための補助制度について

(1) 平成28年度中野区特別支援教育補助金

① 特別支援教育対象園児補助金

対象：中野区民で次のいずれかに該当し、特別支援判定会議で判定を受けた園児

- ・身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が3級以上の者
- ・東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付け42民児精発第58号）別表第1に規定する知的障害の程度が3度以上の者
- ・身体の機能、行動発達又は知的障害の程度が前2号に掲げる者と同程度の者
- ・身体の機能、行動発達又は知的障害の程度が前3号に掲げる者より軽度の者
- ・上記に掲げるもののほか、障害のある児童又は発達の支援が必要な児童で、特別支援判定会議において必要と認められた者

金額：

判定	基本額	加算額(職員配置要件有)	合計
判定1	35,000円	65,000円	100,000円
判定2	35,000円	15,000円	50,000円
判定3	35,000円	—	35,000円

(一人あたりの単価：月額)

※加算額は、判定1の園児1人につき職員1人、判定2の園児2人につき職員1人以上の増配置を実施した場合に加算する。職員の雇用形態や資格は問わないが、対象園児の介助や支援を目的に配置していることが必要となる。

※中野区民であるか否かは、毎月初日の住民登録状況で判断する。

※認定こども園は教育時間認定児（1号児）のみ対象となる。

② 特別支援教育環境改善補助金

対象：①の特別支援教育対象園児補助金の対象園児受け入れに伴う施設改修等の経費

金額：1,029,000円（限度額）

③ その他の補助金

東京都私立幼稚園特別支援教育事業費補助金

(2) 保育所運営にかかる障害児保育事業加算

①内容

対象：中野区民で特別支援判定会議で判定を受けた園児

金額：障害児に該当する児童の処遇向上に要する費用 108,360円（一人あたりの単価：月額）

（常勤保育士またはパート保育士配置）

11時間開所保育所には、別途加算あり。

②その他の補助

東京都保育サービス推進事業（特別保育事業等推進加算）

(3) 特別支援判定会議判定基準

判定1

生活全般にわたり全面介助を要し、目を離すと生命の危機にかかわる状態の園児

- ・生活全般にわたり、全面介助を要する。
- ・自分の危機を回避することが出来ない。
- ・他児に危害が及ぶことがある。

判定2

生活全般にわたり部分的に介助を要することが多く、目を離すと自他の危険回避ができない状態の園児

- ・生活全般にわたり、部分介助を要する。
- ・危険回避のため、常時、声かけ、見守りを要する。
- ・他児に危害が及ぶことがある。

判定3

生活の中で一部介助を受けないと園生活がスムーズに送れず、自他に危害が及ぶことがある状態の園児

- ・生活の中で一部介助を要する。
- ・危険回避のため、声かけ、見守りを要することがある。
- ・他児に危害が及ぶことがある。

*「生活」とは幼稚園等での生活全般を指し、遊びなどの集団活動も含まれる。

3 今後の課題

中野区内の幼稚園・保育園等において、特別な支援が必要な子どもの受け入れを可能にする支援の方策を策定する。

- 平成28年度中野区特別支援教育補助金（特別支援教育対象園児補助金、特別支援教育環境改善補助金）の補助基準額の見直し
- 特別支援判定会議判定基準の見直し
（判定1～判定3）
- 幼稚園や保育園の定員に対する適切な受け入れ園児数の基準の設定や受け入れ促進策の検討
- 個々に応じた教育・保育を提供するための関係機関との情報共有と連携やあり方の検討